

松戸市粗大ごみ処理手数料還付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）第39条及び施行規則第21条第4号に基づき徴収した粗大ごみ処理手数料の還付を行う場合の事務手続について必要な事項を定めるものとする。

(還付の手続)

第2条 松戸市又は、松戸市の所管する粗大ごみ処理手数料収納業務委託者の店舗で交付した粗大ごみ処理券に係る粗大ごみ処理手数料の還付については、原則として市長が還付の手続を行う。

(還付の請求)

第3条 還付の請求は、松戸市粗大ごみ処理手数料還付申出書に次に掲げる書類を添付することにより行う。

- (1) 粗大ごみ処理手数料領収証書
- (2) 粗大ごみ処理券
- (3) 口座振込依頼書

(還付の事由)

第4条 粗大ごみ処理手数料を還付する事由は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 粗大ごみ処理券の交付を受けた者が市外へ転出した場合
- (2) 松戸市民でない者が、誤って松戸市の粗大ごみ処理券の交付を受けた場合
- (3) 粗大ごみを自分で処理し、粗大ごみ処理券が不要になった場合
- (4) 粗大ごみを他人に譲って、粗大ごみ処理券が不要になった場合
- (5) その他市長が特別の理由があると認める場合

(納付の事実の確認等)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、還付を行わないものとする。

- (1) 粗大ごみ処理券及び領収証書を紛失した場合
- (2) 汚損又は破損により、処理券の原形等の確認ができない場合
- (3) その他還付を行うことが不相当と認められる場合

(還付の単位)

第6条 粗大ごみ処理券の還付申請が枚数単位でなされた場合は、1枚あたりの粗大ごみ処理手数料に枚数を乗じた額を還付することができる。

(還付の方法)

第7条 手数料の還付は、口座振込依頼書で指定された金融機関へ振込む方法により行うものとする。

(還付請求権の消滅時効)

第8条 還付請求権は地方自治法236条の規定により、粗大ごみ処理券の交付を受けた翌日から5年を経過したときは、時効により消滅する。

(委任)

第9条 この要綱に定めのない事項については、別に市長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。